

4. 調査内容と分析方法：調査票 A は各機関の設立基盤・規模・担当職員・事業開始時期・業務提携等の基本的属性等について、機関に記入を依頼した。

調査票 B はヒアリング調査項目で、実親への支援、養子縁組支援の開始、養親候補者の受付・登録・研修、養子候補の子どもへの支援、養子縁組の判断基準や考慮内容、養育開始時の支援、養子縁組申し立てにおける支援、養子縁組成立後の支援、今後の課題や要望等、調査内容は約 55 項目であった。(別添資料 1 参照)また、政策研究の参考にするため、その他の資料(様式、指針、冊子等)の提供を依頼した。

調査票 A、B とともに各項目の単純集計および回答内容のカテゴリー別集計を行った。さらに項目によっては調査対象機関を①「産科系」：産科施設を母体とした 4 機関、②「行政委託系」：行政(児童相談所等)との業務提携を行っている 3 機関、③「独立系」：提携等がなく独立した民間 5 機関、④「宗教系」：キリスト教系の信仰団体を母体とした 2 機関の 4 つに分類し、それぞれの機関ごとの特性を分析・考察した。また、インタビュー調査の際に提供を受けたパンフレット、冊子、書式書類等、ホームページ内容等も併せて分析対象とした。

5. 倫理的配慮：平成 26 年度は日本社会事業大学の研究倫理審査の承認を得(倫理審査番号：14-0301)、平成 27 年度は研究分担者の変更に伴い東京成徳大学子ども学部の研究倫理審査を受け承認を得た(倫理審査番号：k1501)。調査開始前に研究および倫理的配慮についての説明を行い、同意書作成等の倫理的配慮の手続きを行った。養親、養子、実親など個人の秘匿性の高い情報に関わることから、ヒアリング内容は個人を特定しえない語句に変更し、調査対象機関による内容の確認を行った。研究メンバーのみで個人情報をも匿名化した調査結果を共有し集計・分析を行った。

6. 用語について：本研究では、「養子縁組斡旋」に替わる用語として「養子縁組支援」を使用した。「養子縁組支援機関」は、養子縁組が必要な子どもと子育てを望む夫婦の出会いを支援している民間機関を示すものである。ただし、調査時に機関が斡旋と回答した場合はそのまま使用した。

II. 調査結果

1. 調査対象機関の背景と養子縁組を希望する相談者の背景

1-1) 調査対象機関の背景と相談件数

<調査対象機関の背景>

調査に先立ち、調査対象機関に調査票 A を送付し記入を依頼し、ヒアリング時に内容を確認するという方法で確認したが、8 機関からは回答が得られたが、残りの 6 機関からは十分な回答が得られなかったため、一部はホームページより確認したデータがある。なお、調査票 A の件数等は 2013 年度(2013 年 4 月～2014 年 3 月まで)の事業実績を回答してもらった。

設立の基盤は 12 機関が法人となっており、調査時に任意団体となっていたのは産科系の 2 機関であった。さらに産科系 1 機関は法人への以降中であり、民間機関のほとんどの設立基盤は法人となっている。事業開始年は 1999 年以前と 2000 年以降に大別したところ、それぞれ 7 機関ずつとなっ

ていた。1999年以前に事業開始した、いわば養子縁組支援機関として先駆けであり経験の長い機関は行政系3機関、宗教系2機関、産科系・独立系がそれぞれ1機関であった。反対に2000年以降の事業開始機関は独立系・産科系が多いという傾向がみられている。職員数は、常勤・非常勤を合わせて3人～15人と人数のばらつきがあるが、兼務の職員数も含んでいるため必ずしも常に実働可能な職員数ではない。機関の所在地で最も多い地区は関東(8)であり、次いで中国(2)、近畿(2)、中部(1)、九州(1)となっていた。(表1-1)

<実母等からの相談件数・養子縁組斡旋数>

実母等からの養子縁組に関する相談件数を、産科系、行政系、独立系、宗教系で分類し概観すると、独立系の相談件数が最も多く、次いで産科系となっている。行政系、宗教系、産科系の1機関は比較的少ない相談件数だが、いずれも1999年以前の事業開始機関であり、相談件数の多い機関は2000年以降の事業開始機関が多くなっている。民間機関の中でも独立系および産科系機関に育てられない子どもを養子に出したいという実母からの相談件数が多い。相談件数および養子縁組斡旋数は独立系と産科系の機関が多かった。独立系は年間の相談件数が1千件、5千件を超える機関もあるが、0～5,125件と大きな幅があった。養子縁組斡旋数は回答があった7機関の合計は121件であり、そのうち成立済は78件であった。(表1-1)

表1-1 調査対象機関の背景と相談件数 n=14 NA回答無

機関別	設立基盤	事業開始年	職員数 (総数) 常：常勤非：非常勤	実親相談件数 (養子希望件数)	養子斡旋数 (成立済)	所在地 (地区別)
産科系 (4)	法人	2000～	常8、非1 (9) **	353 (10)	4 (2)	九州
	法人	2000～	常14、非0 (14) **	2 (1)	2 (1)	中国
	任意団体*	2000～	常14、非0 (14) **	158 (NA)	13(4)	関東
	任意団体	～1999	常3、非0 (3)	8(9)	8 (8)	中国
行政系 (3)	法人	～1999	常5、非10 (15) **	25 (NA)	NA	近畿
	法人	～1999	常3、非3 (6)	6 (6)	2(0)	近畿
	法人	～1999	常5、非5 (10)	0	NA	関東
独立系 (5)	法人	2000～	常4、非4 (8)	1006 (79)	59(50)	関東
	法人	2000～	常2、非4 (6) **	5125 (41)	33(13)	関東
	法人	2000～	常3、非3 (6)	198 (NA)	NA	関東
	法人	～1999	常0、非8 (8) **	149(10)	NA	関東
	法人	2000～	常7、非4 (11) **	352 (NA)	NA	関東
宗教系 (2)	法人	～1999	常2、非2 (4) **	3(0)	NA	中部
	法人	～1999	常1、非5 (6)	NA	NA	関東

*産科系の任意団体は調査時に法人に移行中

**兼任職員あり

1-2) 養子縁組を希望する実親（相談者）の背景

<実母・実父の背景および状況>

妊婦・実母の状況については、問題の背景は多岐にわたっていた。最も多いのは「外国籍」、「被虐待歴」であり、それぞれ7件となっていた。次いで「精神疾患」、「薬物依存」6件、「HIV感染」、「レイプ後の妊娠」が5件となっていた。その他「未婚」「若年」「アルコール問題」他多数の背景があげられており、さまざまな養育困難背景をもっている。子どもの要保護性以前に、妊婦、実母に要保護性があるケースが少なくないことがわかった。

実父の背景として最も多いのは、「行きずりの相手・行方不明」が9件と最も多く、次いで「DV加害者」「レイプ加害者」「近親者」がそれぞれ4件となっていた。実父の背景には行きずり・行方不明、DVやレイプ加害者、暴力団員、特定できない等、犯罪性があるケースや実母との関係性や妊娠に責任を伴わないケースが多いといえる。

実母・実父ともに相談者の背景を機関ごとに比較してみると、実父の背景にはそれほど大きな相違点はないが、実母の背景については、産科系、独立系の背景が比較的多岐にわたっており、精神疾患、薬物依存、HIV感染、アルコール問題等やや深刻で複雑な背景が多くみられている。(表1-2)

表1-2 養子縁組を希望する実親（実父・実母）の背景および状況 n=13 複数回答（機関数）

機関別	実母の背景	実父の背景	子の障害
産科系 (4)	精神疾患 (3) 被虐待歴 (3) 薬物依存 (3) HIV感染 (3) レイプ後妊娠 (3) 出会い系 (2) 援助交際 (2) 外国籍 (2) 不特定多数との交際 (2) 知的障害 (1) 未婚 (1) アルコール 問題 (1) 若年 (1) 不登校 (1)	行きずり・行方不明 (3) 暴力団員 (1) レイプ加害者 (3) 特定できない (1)	(0)
行政系 (2)	未婚 (2) 外国籍 (2) 被虐待歴 (1) 貧困 (1) 若年 (1) 不倫 (1) レイプ後妊娠 (1)	行きずり・行方不明 (2) 近親者 (1) 暴力団員 (1) レイプ加害者 (1) 外国籍 (1)	(1)
独立系 (5)	精神疾患 (3) 被虐待歴 (3) 外国籍 (3) 薬物等依存 (3) 未婚 (3) HIV感染 (2) 国外在住 (1) 多問題家族 (1) 不十分な学歴 (1) リストカット (1) 風俗勤務 (1) 貧困 (1) アルコール問題 (2) レイプ後妊娠 (1)	行きずり・行方不明 (3) DV (3) 水商売 (1) 近親 者 (3) 借金を抱えている (1) だらしない・ぐうたらな生活 (1)	(1)
宗教系 (2)	知的障害 (1) 未婚 (1) 若年 (1) 既婚者だが子どもの障害が受け入れられない (1)	行きずり・行方不明 (1) DV (1) 特定できない (1)	(1)
合計 (13)	外国籍 (7) 被虐待歴 (7) 精神疾患 (6) 薬物等依存 (6) HIV感染 (5) レイプ後妊娠 (5) 未婚 (4) 若年 (3) アルコール問題 (3) 知的障害 (2) 不特定多数との交際 (2) 援助交際 (2) 貧困 (2) 出会い系 (1) 不倫 (1) 不登校 (1) 国外在住 (1) 多問題家族 (1) 不十分な学歴 (1) 風俗勤務 (1) リストカット (1) 子どもの障害が受け入れられない (1)	行きずり・行方不明 (9) DV (4) レイプ加害者 (4) 近親者 (4) 特定できない (2) 暴力団員 (2) 水商売 (1) 外国籍 (1) だらしない・ぐう たらな生活 (1) 借金あり (1)	(3)

2. 実親への支援

2-1) 実親からの相談・申込みの方法

実親からの相談や申し込みをどのような手段で受けるかについては、最も多いのがフリーダイヤルを含む電話（9）、メール（8）であり、次いでホームページ相談フォームから（5）、児童相談所、ソーシャルワーカー経由（4）、病院、医師経由（4）、来所・来院（3）、教会経由（1）であった。（図1）

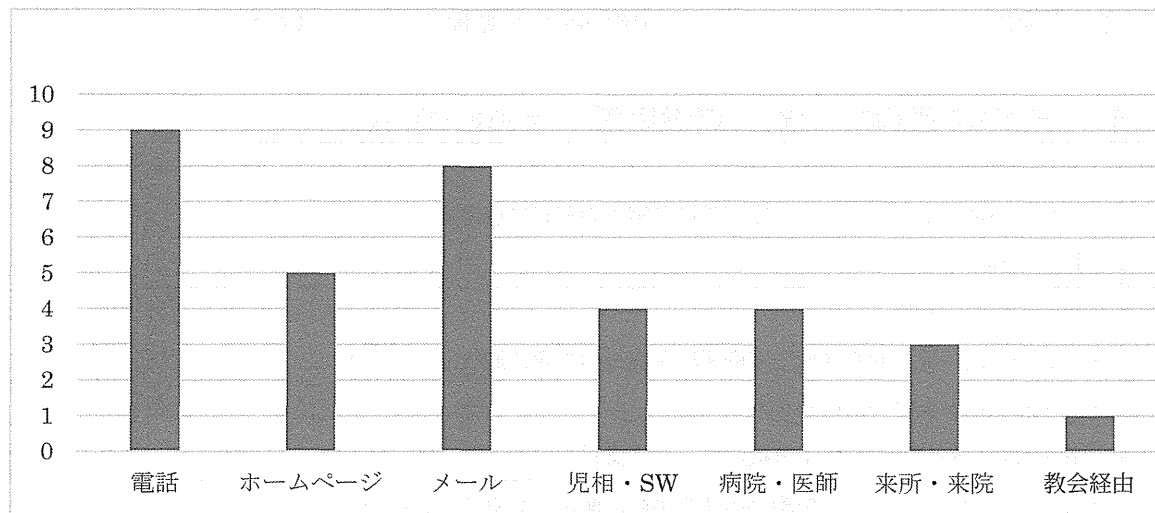


図1 相談・申込み方法（複数回答）n=14

2-2) 子どもの要保護性の認定

子どもの要保護性をどう認定するかについては、実母(実親)の意思・希望（6）、および母親の生活環境、養育環境、家庭環境が実母の養育に適さない（6）が最も多く、以下、養子縁組希望というより中絶か出産の葛藤、産んでも育てられない（3）、障害を持つ子ども等で実母が子どもを受け入れられない（1）、児童相談所が判断（1）、機関が判断（1）となっていた。直接要保護性の認定としての項目ではないが、*として示した「養子縁組前提ではなく他の選択肢を提示しながら慎重に検討する」という機関が5件であった。いずれの機関も共通しているのは、相談を受けても養子縁組が第一の前提ではなく実親の養育の可能性を探り慎重に要保護性を見極めている状況であった。また、要保護性のアセスメントの手順書があると回答した機関はなかった。（表2-1）

2-3) 養子に出したいという実母の意思確認と対応

民間機関は相談を受けたケースのすべてを養子縁組前提とするのではなく、まずは実親が養育する意志の確認を慎重かつ丁寧に行い、実親の養育が可能になる条件を整えることを優先した関わりを行っていた。実母から養子に出したいという相談があった際の意思確認と対応については、最も多いのは「養子に出すことを強制せず、まずは妊娠支援を行う」（7）、次いで「自分で育てることができないかの確認と検討をする」（6）、「妊娠期から出産後のどの時点においても何度も意思を確認する」（6）、「審判の結果が出るまではいつでも撤回できることを伝える」（3）の順であった。（表1）実母から育てられないという相談があっても、まずは妊娠支援を行い実母が育てる可能性を探り、養子縁組が第一義ではないということを明確にしている機関が多かった。また、養子縁組の意

思決定を急がず、家庭裁判所の審判結果が出るまでは意思の撤回が可能なことを機関側は実母に伝えている。しかしながら、現実的には養親が子どもの養育を始めてからの撤回はできるだけ避けたいという意見もみられた。

出産前に、養子縁組の同意書の提出を求めている機関はなかったが、妊婦の精神的・身体的安定につながる場合は、養親候補者を示す機関もあった。同意の撤回は可能であるが、同意を急がず、同意がなくても一時的に子どもの養育を担っている民間機関もあった。多くの機関は養子縁組前提ではなく、他の選択肢を提示しながら、子どもの要保護性を見極めていた。(表2-2)

表2-1 子どもの要保護性の認定(複数回答) n=13(機関数)

産科系 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・実母の意思・希望 (2) ・母親の生活環境、養育環境、家庭環境が実母の養育に適さない (1) ・機関が判断する (1)
行政系 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・実母の意思・希望 (2) ・母親の生活環境、養育環境、家庭環境が実母の養育に適さない (2) ・児童相談所が実母の対応を行う (1) *養子縁組以外の選択肢も十分検討するよう支援 (1)
独立系 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・養子縁組希望というより中絶か出産の葛藤、産んでも育てられない (3) ・母親の生活環境、養育環境、家庭環境が実母の養育に適さない (2) ・実母の意思・希望 (1) *他の選択肢を提示しながら養子縁組に進む (4)
宗教系 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・母親の生活環境、養育環境、家庭環境が実母の養育に適さない (1) ・障害を持つ子ども等、親が子どもを受け入れられない (1) ・実母の意思・希望 (1)
合計 (13)	<ul style="list-style-type: none"> ・実母の意思・希望 (6) ・母親の生活環境、養育環境、家庭環境が実母の養育に適さない (6) ・養子縁組希望というより中絶か出産の葛藤、産んでも育てられない (3) ・障害を持つ子ども等、親が子どもを受け入れられない (1) ・児童相談所が判断 (1) ・機関が判断する (1) *養子縁組以外の選択肢も十分検討するよう支援 (5)

表2-2 実母の意思確認とその対応(複数回答) n=14 (機関数)

- ・養子に出すことを強制せず、まずは妊娠支援を行う (7)
- ・自分で育てることができないかの確認と検討をする (6)
- ・妊娠期から出産後のどの時点においても何度も意思を確認する (6)
- ・審判の結果が出るまではいつでも撤回できることを伝える (3)
- ・出産前に自分で育てる・施設入所・養子縁組のいずれかに決定してもらう (1)
- ・出産前の場合でも誓約書を提出してもらう、さらに産後も再度提出 (1)

2-4) 実親が養子縁組希望を翻意し自ら養育する意志を示した時の支援

養子縁組を希望していた実親が自ら（親族による養育を含む）養育する意志を示した時の支援方法については、14 機関から回答を得られた。産婦人科系の 1 機関と宗教系機関を除いて、行政を中心とした関連機関への連絡・紹介を行い、実親の養育支援を行っていた。具体的な連絡・紹介先は、市町村の児童福祉担当部署（3）、児童相談所、保健師（各 2）、生活保護制度、母子寮、病院（各 1）が挙げられた。そのほか、実母の親族への連絡や訪問（3）、実母のカウンセリング（2）を実施するという回答があった。また、他機関に連絡し支援を継続しないと回答した機関が、産科系 1 機関のみであった。

3. 実親支援における関係機関・専門機関との連携

関係機関・専門機関との連携については、13 機関が「児童相談所」との連携をしている。一方、「児童相談所とは連携がとりにくい」、「実母側が児童相談所との関係を避ける」「児童相談所（自治体）や担当者によって温度差がある」「子どもが生まれてからでないと相談できない」「民間との連携が慣れていない」等の意見も自由回答等でみられている。警察と連携している答えた機関は 2 機関であり、「実母の親の情報（借金の無心をする）、子どもの父親の情報（暴力団関係）などがわかり、それによって、子どもの処遇（乳児院なのか、国際養子なのか）を決定することができた」「実親から相談を受けていたケースで、子どもが警察に保護されたことがある。その時は、警察のほうから連絡があり、相談を受けていた経緯を情報提供した」等の内容であった。（表 3-1）

一方で、「施設や担当者によっては非協力的なこともあり、母子ともに適切な支援を受けられないことが多い」「分娩証明をお願いした産科施設が診察を拒否し、自分たちで病院を探しなさい」「戸籍課は分娩を証明するために母親が書く書類の内容で、全く記載する必要のない性的な行為をしつこく聞き、かつプライバシーが守られない窓口で答えさせる」等の不適切な対応もみられていた。

表 3-1 実親支援における関係機関・専門機関との連携 n=14

機関別	市町村および 福祉事務所	児童相談所	警察署	その他
産科系（4）	3	3	2	安産協 1 総合病院 1
行政系（3）	2	3	0	弁護士 1、大使館 1、医療機関 1、 心理専門職 1、児童養護施設 1
独立系（5）	5	5	2	産科施設 2、弁護士 1、助産師 1、 母子寮 1、
宗教系（2）	2	2	1	
合計（14）	12	13	5	

4. 実親への支援と養子縁組の手順

4-1) 養子縁組を行う場合の手順

実親の申し出どおり養子縁組あっせんを行う場合の手順については、実母に妊娠中から何度も意

向を確認すると回答した機関は、産科系を中心に5件あった。行政系の1機関は、相談・調査をして、出産後から退院までの間に同意を取ると回答していた。独立系の1機関は、養子縁組しか方法がないと判断できる場合は進めるが、養子縁組出産後退院までに気が変わったら白紙に戻せると伝えていると回答していた。宗教系では、住民票の移動日に、子どもに医療を受けさせること等について機関代表に委任する旨の実母の署名もらうと回答した機関があった。また、実親が国際養子縁組を望む場合、特別な理由により国内で養親が見つからない場合は、海外の養親を探すと回答した機関があった。(表4-1)

表4-1) 養子縁組を行う場合の手順 n=14 (機関数)

産科系 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中に相談に乗り、何度も意思を確認する (3) ・出産前に自分で育てる/養子に出す/施設に入れるの、どれにするか決める (1)
行政系 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・調査をし、出産後～退院までの間に同意を取る (2) ・子どもと養親の調査を行い、その結果を児童相談所に連絡 (1)
独立系 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中に希望を聞いておくが、決定は出産後 (2) ・出産する病院・ソーシャルワーカーとの面接 (1) ・出産後退院するまでにいつでも撤回できることを伝える (1) ・実母に迷いがあれば、子どもをシッターが預かり意志決定を待つ (1)
宗教系 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の移動の日に、実母からの委任により子どもに医療を受けさせる等について実母が機関代表に委任する旨のサインを実母からもらう (1) ・実親が国際養子縁組を望む場合もあり、最初から国を指定される場合はそうする、特別な理由があつて、日本でどうしても養親が見つからない場合も海外で探す、なるべく国内で家族を探す (1)

4-2) 親子分離後の支援

親子分離後の主な実母への支援については、最も多いのは、「必要な連絡を取り合いいつでも連絡できるようにする」(9)であり、次いで「精神的支援を行う」(7)となっており、以下は表2に示すとおりである。(表4-2)

表4-2) 親子分離後の主な実母支援(複数回答) n=11 (機関数)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・必要な連絡を取り合いいつでも連絡できるようにする (9) ・精神的支援を行う (7) ・行政・児童相談所につなぐ (3) ・経済的支援 (3) ・保健師につなぐ、実母や親族に対して敬意をはらう、分離後の支援は児童相談所が行う、実母が希望しない時はフォローしない、付き添う等の支援、住居支援 (各1) |
|--|

5. 養親候補者の受付、登録、研修、養育準備等

5-1) 広報・受付の方法

機関の活動についての広報の方法は、最も多いのはホームページでの広報（9件）であり、次いで資料・チラシ（8件）、研修会・説明会（5件）、テレビ新聞等（3件）等となっていた。（図2）

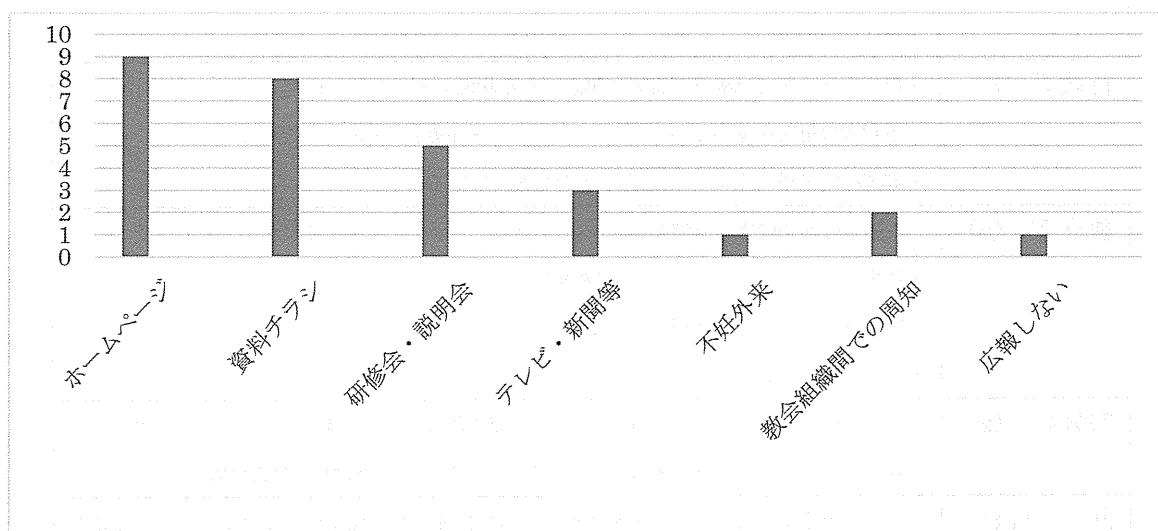


図2 機関活動の広報の方法（複数回答） n = 14

5-2) 受付条件、考慮の条件等

<養親の条件および考慮点>

養親の条件・考慮点では、全体では「養母が専業主婦であること」「里親登録をしている」「心身ともに健康」、「不妊治療を終えたカップル・治療経験者であること」がいずれも4件と最も多く、次いで「日本国内に居住している」「結婚後3年以上経過している」「安定した職業がある」「日本に居住」が3件となっていた。以下、表5-1に示すようなさまざまな条件および考慮点が挙げられていた。（表5-1）

<養親の年齢条件>

養親の年齢については、最も多いのは45歳以下の4件であり、46歳以下・50歳以下がそれぞれ3件であった。45歳から50歳までの開きが若干あるが、全体としては50歳以下となっている。（図3）

5-3) 養親候補者の書類・書面審査の方法等

承諾書・申込書・同意書の書式については、13機関から回答を得られ、うち12機関が承諾書・申込書・同意書の書式があると回答していた。

<書類・書面審査の方法>

書類・書面審査の方法等については、書類審査を行う機関は10機関であり、書類のみの審査は実施しないと回答したのは4機関であった。（表5-2）

表 5-1 養親の条件および考慮点 (複数回答) n = 14

産科系 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚後 3 年以上経過している (3) ・心身ともに健康である (3) ・不妊治療を経験したカップルであること (3) ・日本に居住していること (3) ・里親登録をしている (3) ・安定した職業についている (3) ・児童相談所・里親会と交流を持つこと (3) ・機関の理念に賛同していること (1) ・条件はない (1)
行政系 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児ケースでは養母が育児に専念できる状況であること (1) ・単身者は里親を進めている (1) ・不妊治療は終えていること (1) ・45 歳以上の養親には年長児をマッチングしている (1)
独立系 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・養子の性別や障害の有無を問わない (2) ・子どもを中心に考えられること (1) ・体力があること (1) ・里親登録をしている (1) ・養母は 3 年以上専業主婦であること (1) ・条件なし (1)
宗教系 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスチャンであること (2) ・できれば養母は専業主婦であること (2) ・専業主婦でなければ育児休暇が取れること (1) ・所属教会の推薦状があること (1)
計 (14)	<ul style="list-style-type: none"> ・養母は専業主婦であること・新生児ケースでは養母が育児に専念できる状況であること (4) ・里親登録をしている (4) ・心身ともに健康である・体力があること (4) ・不妊治療を経験したカップルであること・不妊治療は終えていること (4) ・結婚後 3 年以上経過している (3) ・日本に居住していること (3) ・安定した職業についている (3) ・児童相談所・里親会と交流を持つこと (3) ・条件はない (2) ・養子の性別や障害の有無を問わない (2) ・クリスチャンであること (2) ・機関の理念に賛同していること (1) ・所属教会の推薦状があること (1) ・専業主婦でなければ育児休暇が取れること (1) ・45 歳以上の養親には年長児をマッチングしている (1) ・単身者には里親を勧めている (1)

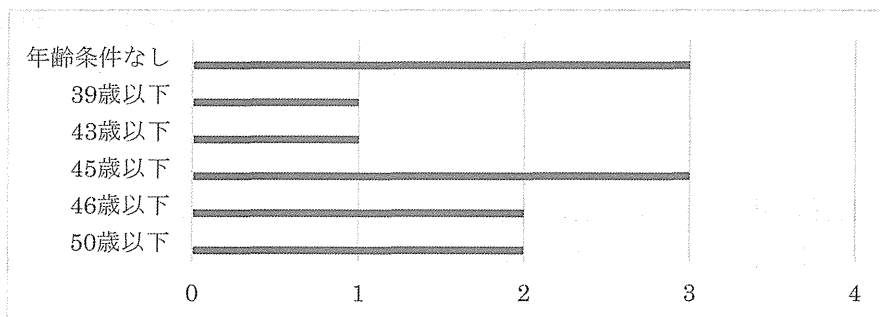


図 3 養親の年齢条件 n = 13

書面審査の有無に関わらず提出を求める書類は、履歴書・身上書などの一般書類 (8)、収入・納税証明、収入・負債状況報告などの経済状況関連書類 (10)、健康診断書 (8) のほか、戸籍

謄抄本・住民票類（6）、身分証明書（4）などの公的に発行される個人情報証明書類が挙げられた。そのほかには、推薦状・紹介状（4）、児童相談所における里親登録認定証（2）、心理診断書、勤務証明書、健康保険証、無犯罪証明書（米国人夫婦）（各1）という回答があった。（表5-3）

表5-2 養親候補者の書類・書面審査の有無

機関別	審査有	審査無
産科系（4）	3	1
行政系（3）	2	1
独立系（5）	3	2
宗教系（2）	2	0
合計（14）	10	4

表5-3 審査書類あるいは提出書類（複数回答） n=14

- ・一般書類（履歴書・身上書）（8）
- ・収入・納税証明、収入・負債状況報告（10）
- ・健康診断書（8）
- ・戸籍謄抄本・住民票類（6）
- ・身分証明書（4）
- ・推薦状・紹介状（4）・児童相談所における里親登録認定証（2）
- ・心理診断書、勤務証明書、健康保険証、無犯罪証明書（米国人夫婦）（各1）

5-4) 面接調査の方法・回数等

面接調査の回数については、1～3回という回答が4件、1～2回、4～5回、1～10回という回答がそれぞれ1件あった。面接するスタッフの数については、1名から4名までの回答があった。

具体的な方法については、産科系の3機関が、一次面接・二次面接・本部面接を行っているという回答していた。独立系の3機関では、事務局の面接室にてスタッフ1～2名による約4時間の面接、説明会の後にスタッフ2～4人による1～2回の個別面接、事務所で代表やソーシャルワーカーによるアセスメントシートを使用した1～3回の面接、とそれぞれ回答していた。宗教系では、スタッフ2名によって行われる面接を3つの部分（①夫婦一緒の面接、②夫だけの面接、③妻だけの面接）に分け、それぞれ3時間程度を2日間かけて行うと回答した機関が1件あった。また、一般的な家族支援を行っている事務室で、カウンセリング、電話、訪問をケースワーカーやボランティアが行うと回答した機関が1件あった。（表5-4）

面接においては、子どもを迎えることは、親になる者だけではなく、家族や親族にも関わることであるから、同居家族、近隣の親族の意向の聴取を行っていた。親族に面接を行ってなくても、親族の理解と合意が不可欠であることを面接で確認していた。

表 5-4 面接調査の回数・方法 n=14

産科系 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・一次面接 → 二次面接 → 本部面接 計 3回 (3) ・理事長と担当者 (1)
行政系 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・1~10回などケースバイケース (1) ・家庭訪問を含めて4~5回 (1) ・3回以上 (1)
独立系 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問を含め2~3回 (2) ・説明会の後、スタッフ2~4人で1~2回 (1) ・機関代表とソーシャルワーカーが2~3回面接 (1) ・スタッフ1~2名で4時間程度 (1)
宗教系 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・面接者は2名、面接には3つの部分(①夫婦一緒の面接、②夫だけの面接、③妻だけの面接)があり、それぞれ3時間かかるので、2日ばかりで行う (1) ・担当のケースワーカーがカウンセリング、または電話 (1)

5-5) 家庭訪問実施の状況

家庭訪問を行うと回答した機関は、産科系が2件、行政系が2件、独立系が3件、宗教系が1件であった。人手不足で子どもの委託後は家庭訪問を行わない、また教会での面会を家庭訪問に代えるという回答がそれぞれ独立系・宗教系で1件、住居の内覧や同居人との面会を行うと回答した機関は行政系と宗教系の2件、家庭訪問をしていない機関は産科系の2件となっていた。(表 5-5)

表 5-5 家庭訪問の実施の有無 n=14

機関別	有り	無し
産科系 (4)	2	2
行政系 (3)	3	0
独立系 (5)	5	0
宗教系 (2)	2	0
合計	13	1

5-6) 養親候補者と同居するものがあつた時の家族面接の有無や内容等

養親候補者と同居するものがあつたときに行う家族面接の有無や内容等については、10機関からの回答が得られた。家族面接行うと回答したのは7件で、行政委託系の2件、独立系3件、宗教系2件であった。なお、行政委託系1機関では、近隣に居住している親族に対しても面接を行うとし、宗教系1機関では同居する他の子どもに対しても面談を行うと回答した。産科系の3機関では家族面接を行っていなかったが、今後取り組みたいという意向を示していた。

5-7) 養親候補者の養育力の判断

養親候補者の養育力を判断するポイントとして挙げられたのは、質問への答え方、子どもと接した経験、経済状況、養育力、生育環境・家族関係、精神的安定、夫婦の人間関係・コミュニケーション・意向の一致、育児休暇（に近い環境）の取得、子どもの問題・将来・人格を理解し受け入れられることであった。特に、行政系の1機関では、里親研修における評価を材料に加えて養育力を判断するという回答があった。宗教系の1機関は、実母の希望や意見をふまえて養親候補者を選定・判断すると回答していた。独立系の1機関は、経験的・直感的に判断すると回答した。また、産科系の1機関では、養親候補の養育力に関する判断をめぐり、児童相談所と連携したいという意向を示していた。（表5-6）

表5-6 養親候補者の養育力を判断するポイント(複数回答) n=13

産科系 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・質問への答え方が子どもを託せるかどうか (1) ・子どもと接した経験 (1) ・子どもとの生活をイメージできているか (1) ・子どもとの生活で自分が楽しみたいのか、子どもを楽しませたいのか (1) ・経済的安定 (1) ・年齢 (1)
行政系 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・里親研修における評価を参考にする (1) ・自分の成育環境や家族関係の良い点をどのように生かそうと思っているか (1) ・経済力 (1) ・半年から1年の育児休暇、またはそれに見合った環境を整えられるか (1) ・夫婦間のコミュニケーションは良いか (1)
独立系 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・養育の研修で養育力をスクリーニングする (1) ・自分の成育歴（不妊治療）の振り返り (1) ・質問への答え方 (1) ・どのくらい子どもが欲しいのかを聞く (1) ・大変な子どもの場合どうするか、どんなことがあっても守り抜くかを確認 (1) ・子どものいうことに耳を傾けられるか、子どもの能力を伸ばす姿勢があるか (1) ・4時間の面接で経験的に、直感的に判断する (1)
宗教系 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦の人間関係 (1) ・子どもについての理解の程度 (1) ・子育てについての理解の程度 (1) ・精神的に安定している人 (1) ・教会の会員であり推薦状がある (1) ・実母の希望や意見を聞く (1)

5-8) 養親候補者としての適性判断に迷う例

養親候補者としての適性判断に迷う例については13機関から回答を得た。問い合わせを受けたという回答があったのは、単身者、身体障害者、高齢カップル、年齢差カップル、同性カップル、性転換者カップル、性同一性障害者であった。このうち実際に対応（検討）していると回答があったのは、単身者、身体障害者、貯蓄のある高齢カップル、同性カップルであった。そのような事例無しは1機関であった。

5-9) 民間機関と養親候補者とのトラブルの有無

養親候補者となることを希望する者との間で起きたトラブルについては、9機関から回答を得た。トラブルはなしと回答した機関は、行政系の2件と宗教系1件の3機関であった。産科系の2機関が、年齢制限に対する不満および養親に請求する金額に対する不満を示されたと回答していた。独立系では、児童相談所に里親登録しているケースで、どちらで養子縁組をしたいのかがはっきりしないケースがあり、子どもの紹介が重なったケースがあった1、子どもを委託した後に養親夫婦が離婚したため養子縁組が中止になったケース1、縁組が成立した後に子どもとの愛着形成ができず離縁の手続きをしたケース1、等であった。

5-10) 業務方法書、様式について

業務方法書など参考資料を提供いただきたい旨、あらかじめ依頼をした。業務方法書の提出があった機関は8機関だった（うち1機関は記載項目をあげたのみ）（面談方法書の提出機関を含む）。業務方法書は、法律等に定められており、定款のように、様式が定型的（理念、業務行為、手順）である。7機関のうち5機関は、業務方法書は4ページ以下で、理念、実施の体制（例えば委員会で審議するか、役員で審議するか等）の記載をしていた。

しかしながら、民間機関の業務方法書は、定形の様式にとどまらず、職員が理念や手順、面接での確認事項を共有できるように整備されているところもあった。面接後の確認事項、判定の基準が精緻化されている機関もあったが、方針上、数値化していない機関もあった。1機関は、すべての様式を業務方法書に含んでおり、総50ページにも及んでいた。

実母（生母）や養親候補者が記入する同意書や委任状の様式については、7機関から様式の提供があった。同意書や委任状の様式は自由で、特に国による定めはないが、民間機関への同意、裁判所に提出する同意、対象なく宣誓の様式など、様々だった。実母や養親候補者にとっては、自身が誰（何）に対して同意しているのか、様式はさまざまである。ただし、親権の変更に同意していること（実母）、養子とすることを前提に養育を委託されること（養親候補者）は、すべての機関で明確に記載があった。生母の同意書に、養親候補者の氏名を記載する欄があった機関が2機関あった。民法行為として、不特定の者に対して、親権の変更を同意するのか否かについて、統一した様式はない。

委任状についても、医療行為（予防接種）、戸籍謄本の取得などに際する委任状を実母から得ている機関があった。子どもの養育のために最低限得ることが望ましい委任状についても、まちまちであった。

6. 子どもへの支援、養子縁組あっせんを行う場合において養親候補者による養育が開始されるまでの養育等

6-1) 出生届の提出方法

出生届の提出方法については13機関から回答が得られた。「実母・実親が提出」が12件と最も多く、その届出に付き添う機関が7件となっていた。(図4)

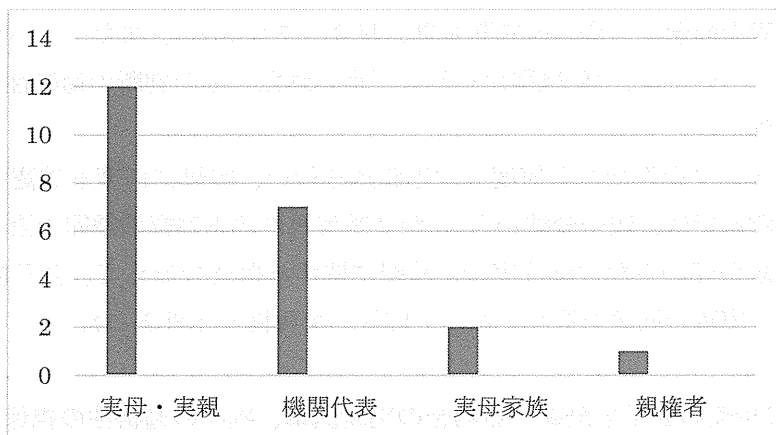


図4 出生届の提出者（複数回答） n = 13

6-2) 命名についての考え方、方法等

命名についての考え方、方法等については、実母による命名を基本とする機関が7件、養親による命名を基本とする機関が4件、実母の希望を尊重するなど実母・養親のいずれかが命名を行っているとした機関が8件であった。実母が命名後に養親が改名2件であった。ケースバイケースで誰が命名するかを判断している機関が多かった。養親が決めるべきであるとの考えを明確にしている機関は1件であり、多くは実母の希望や意向を尊重するとしていた。養親の改名は望ましくないと考える機関も1件あった。(表6-1)

表6-1 誰が子どもの命名するかについて（複数回答） n = 13

機関別	実母・実親	養親	実母または養親
産科系 (4)	3	1	2
行政系 (3)	2	0	2
独立系 (5)	1	2	3
宗教系 (1)	1	0	1
合計 (13)	7	3	8

6-3) 出産時（産科施設入院中）の実父母との交流の状況

回答した11機関のうち10機関が基本的には実母の意向や希望を尊重した上で「交流有」として回答している。実親が望まなければ交流はしないとしている機関がほとんどである。1機関のみは実親との交流をしないと回答。新生児であれば、抱っこ・授乳・おむつ交換等を積極的に実母に勧めている機関が多い。「実母に子どもの写真やアルバムを渡す」「実母から子どもへのプレゼント」「実母と養親

の手紙交換」等が行われている。縁組成立後は「機関を通したセミオープンアドプションの交流」とする機関が多かった。また、実母にはたとえ養育できない子どもであっても、出産経験を肯定的に受け止めることは実母の女性としての人生にプラスであるという意見もみられた。

6-4) 実父母側の養子を決断する場合の判断基準、判断の適格性の担保

「実父母による養育を断念する場合の判断基準、時期、プロセス」、またそれらの「的確性を担保するための仕組み」については、12 機関から回答が得られた。その判断の適格性については 10 機関からの回答が得られた。

産科系では、タイミングをみながら何度も意思確認を行い、実母に何度も確認することでの的確性を担保していた。行政系では、親子分離から 1 か月間実親に意思確認の期間を設け、その間に養親を選定し、実親の意思が変わらなければ実母に養親に関する概要を伝えて、養子縁組を開始すると回答した機関が 1 件、実親の同意が取れてからと回答した機関が 1 件あった。

表 6-2 実父母側の養子を決断する場合の判断基準、判断の適格性の担保

機関別	判断基準と時期 n=12	適格性の担保 n=10
産科系 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・実母の決意の程度から判断、同意書が取れた時点 ・退院時に同意書が取れた時点 ・出産後も子どもを抱く世話をするなどを行い、そのうえで実母が養育できないと判断した時点 ・養子候補ケースを取り扱った病院が決定し、その後連絡がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・何度も気持ちの変化がないかを確認 × 3 ・家族も含めて何度も話し合う ・紹介機関（病院）と機関が検討
行政系 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・実親の同意が取れた時点 ・承諾書を受領から 1 か月間は実親の意志確認の期間を設け、その後意志が変わらなければ同意書をもらうその時点 ・児童相談所に連絡する方式なのでこの質問には当てはまらない 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ会議で決定 ・児童相談所に推薦する方式 ・機関内でのカンファレンスで決定
独立系 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と関わり一時保護をする等、実親が養育する方向で支援するなかで実親が養育を断念した時 ・自分で育てるというケースであっても、虐待が始まり育てられないと実親が判断した時 ・実親の意志が変わらないとか判断できた時点 ・実母側が特別養子縁組承諾書に押印した時点 	<ul style="list-style-type: none"> ・何度も気持ちの変化がないかを確認
宗教系 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・出産施設を退院する際に同意を得る時点 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフおよび教会支援者で検討

上記 2 機関とも、判断の的確性はスタッフによる会議で決定するとしていた。独立系では、実親の意思が変わらない時、出産後の実母による「承諾書」への押印が得られた時、子どもを虐待し始めた時は養子縁組の話を進めると回答した機関がそれぞれ 1 件であった。

判断の的確性の担保については、幹部会議による決定のほか、委託後から審判終了まで家庭訪問による養育状況の確認を行うという回答があった。(表 6-2)

6-5) 実親同意の保留期間についての意見

実親同意の保留期間についての意見については、産科系では、実母が同意を撤回できることを、実母と養親に伝えていると回答した機関が3件あった。行政系では、同意するまでの時間に制限はないが、翻意しない前提で同意を得ており、法律で設けるならば2か月程度保留期間を置くことが必要かもしれないと回答した機関が1件、裁判所の審判まで同意撤回は可能だと伝えるが、子どもへの影響について説明して、撤回は避けたいと伝えると回答した機関が1件あった。

独立系では、審判が下りるまでと回答した機関が3件、実母がもう少し待つて欲しいといえそこから保留すると回答した機関が1件であった。

表 6-3 実親同意の保留期間 n = 12

産科系 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・実親が養子縁組を撤回した場合は子どもを返さざるを得ない (1) ・実母・養親ともに同意を撤回することが可能なこと、撤回される場合があることを説明 (3)
行政系 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・保留の期間は設けていないし、撤回無しは前提。保留期間は2か月ぐらいがいいのでは (1) ・裁判所の審判が下りるまでは撤回可能としているが、できればしてほしくない (1) ・該当せず (1)
独立系(5)	<ul style="list-style-type: none"> ・退院後1週間程度できるだけ実母が考える時間を設けたいと考えている (1) ・裁判所の審判が下りるまでは撤回可能としている。実母が撤回することはそれでいいと考えている (4)
宗教系(0)	NA

6-6) マッチングおよび養親候補者による養育時期や考え方

マッチングおよび養親候補者による養育の開始時期や考え方については、産科系の機関では、実母が同意書を書いて退院し、新生児が病院にいる段階で、親が教育入院するという回答が3件あったほか、出産後1週間以内に病院が養親候補を決めるという回答が1件あった。行政系では、実親の同意後に養親候補の面会等を開始すると回答した機関が1件あった。また、養親候補への報告・調査・面会・実習を経て、連絡から2～3日後に家庭での養育が開始すると回答した機関が1件あった。独立系では、生後1か月以内、実母の退院後という回答がそれぞれ1件であったほか、明確なマッチング時期が決まっていないという回答が2件あった。宗教系では、必要書類が整い次第、養親に託すと回答した機関が2件あった。うち1件は、養子に出す前のカウンセリングを何度も丁寧に行い、同意したら撤回はないものと考えて進めるという方針であった。(表 6-4)

表 6-4 マッチングおよび養親候補者による養育時期や考え方（複数回答） n = 14

産科系 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・実母が同意書を書いて退院した後、子どもがいる病院に養親が教育入院をする (3) ・出産後 1 週間以内に病院が決める。事務長も立ち合い養親に託す判断をし、子どもを養親の家に連れて行く (1)
行政系 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・養親候補へ連絡、調査、面会、実習を行いその間に判断をして子どもを養親に託す (2) ・実親の意志確認後、養親候補が面会等を始める (1) ・該当せず (1)
独立系 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチングに明確な時期はないが、子どもはなるべく早く養親に託すようにしている (2) ・生後 1 か月以内に養親へ託している。健康に問題があれば 2～3 か月後になることあり (1) ・養親候補への報告・調査・面会・実習を経て、連絡から 2～3 日後に家庭での養育が開始 (1) ・妊娠中に実母に希望を尋ねておく (1) ・実親が出産後に退院してから (1) ・機関代表、医師、カウンセラー、助産師でマッチングを行う (1)
宗教系 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・書類が整い次第、早くに子どもを養親に引き渡す (2) ・養子に出す前のカウンセリングを何度も丁寧に行う。同意後は撤回がほとんどなく、退院前にはほとんどが同意する (1)

6-7) 子と養親候補者のマッチング

子と養親候補者とのマッチングにおける判断基準や考慮する事項等については、判断基準や考慮する事項は多様であった。子どもの障害や疾病のリスクを引受ける養親の覚悟 (3)、自然に決まる (2)、特定の基準や具体的な事項はない (2)、養親の若さ、生育歴・家族関係、夫婦関係、養親の住居環境の評価 (1)、子どもの背景と養親の背景の相性 (1)、実親の背景と親の背景の相性 (1)、実母と養親の年齢差 (1)、養親の子どもの年齢や性別に関する希望 (1) という多様な回答であった。特定の基準や具体的な事項はないと回答をした機関が 2 件あった。(表 6-5)

表 6-5 子と養親候補者のマッチングにおける判断基準（複数回答） n = 9

- ・子どもの障害や疾病のリスクを引受ける養親の覚悟 (3)
- ・自然と決まる (2)
- ・特定の基準や具体的な事項はない (2)
- ・養親の若さ、生育歴・家族関係、夫婦関係、養親の住居環境の評価 (1)
- ・本部の審議委員会が決定する (1)
- ・子どもの背景と養親の背景の相性 (1)
- ・養親に看護師・保育士の資格がある方が良い (1)
- ・候補児が上がった時に最も準備が整っている養親 (1)
- ・実親の背景と養親の背景の相性 (1)
- ・赤ちゃんなので気にしない (1)
- ・養親の希望を聞いておく (1)
- ・実母と養親の年齢差があまりないこと (1)
- ・養親の子どもの年齢や性別に関する希望 (1)

6-8) 養親候補者への連絡時期

養親候補者への連絡の時期、方法については、出産後に実母が同意したあと(5)という回答が最も多かった。次いで、出産日を含めて3日以内(2)、実母の退院後(2)、妊娠中の早い段階から(2)、出産時に待機してもらう(1)となっていた。(表6-6)

表6-6 養親候補者への連絡時期 (複数回答) n=11 (件数)

- ・ 出産後に実母が同意したあと (5)
- ・ 出産日を含めて3日以内 (2)
- ・ 実母の退院時 (2)
- ・ 妊娠中の早い段階から (2)
- ・ 出産時 (1)

6-9) 養親が養育を開始する時期

実際に養親が養育を開始する時期については11機関から回答を得た。「実母の気持ちが固まり同意書を交わしたあと(書類が整い次第)」が4件と最も多く、「実母が出産施設を退院後」「実母から相談を受けた時点」「生後1か月以内」「養親の面会や実習が終わってから」「機関が子どもを預かり30条の同居届けを提出後」がそれぞれ1件ずつと多岐にわたっていた。機関側は実母の意思が固まり次第、できるだけ早く養親の養育開始につながるようという考え方が主流である。

6-10) 養親候補者への子や実親・養育を必要とする理由等の情報提供

養親候補者への子や実親・養育を必要とする理由等の情報提供については、「実母の生育歴」3件、「出産に至る経緯・出産状況」2件、「子どもの健康・疾病のリスク」2件、「実父関連の事項」1件、等が挙げられた。情報提供の如何あるいは内容の取捨選択に関しては、「機関側からは話題にしない」「わかる範囲で伝える」「望ましく思われないことは提供しない」「実母の希望を尊重する」といった方針が各機関でとられていた。特に、レイプに関しては、「伝えない」という回答が2件、「伝える」という回答が1件であった。(表6-7)

表6-7 養親候補者への子や実親・養育を必要とする理由等の情報提供 n=11

- ・ 実母の成育歴・状況 3
- ・ 実母の状況で望ましくないと判断したものは伝えないことがある 3
- ・ 出産の状況・出産に至った経過 2
 - ・ レイプは伝えない 2
- ・ 子どもの障害、疾病、健康リスク 2
- ・ 積極的には情報を提供しない 1
- ・ 情報はすべて提供する 1
 - ・ 実父について 1
- ・ 子どもを引き渡すときに把握している範囲で伝える。引き渡す前には伝えない 1
- ・ オープンアドプションである 1
 - ・ レイプは伝える 1
- ・ 養子縁組を必要とする理由 1

6-11) 子どもの障害・疾病のリスクが明らかになった場合の対処

実際に障害があるケースを扱った機関は7機関であり、今のところ障害児のケースはない機関が4機関、子どもの障害・疾病のリスクが明らかになった場合の対処、養親候補者に告知する内容についてはほとんどの機関が子どもの障害・疾病のリスクを縁組前に養親に伝えていた。子どもの情報は生まれた時点ではあまりない、実母に家族歴を再確認すると回答した機関がそれぞれ1件あった。実際のケースや対処については、以下のような回答が得られた。現在のところ障害が原因で縁組が中止になるというケースはないと回答している機関が4機関と最も多く、次いで面接で障害児に対する考え方を聞いておく3機関となっていた。(表6-8)

表6-8 子どもの障害・疾病のリスクが明らかになった場合の対処 n=11

- ・今のところ障害児のケースはない 4
- ・面接で障害児に対する考え方を聞いておく 3
- ・障害がある場合は児相と連携して対応したい 1
- ・縁組後に子どもに疾患があると判明した場合は、再度十分に話し合う 1
- ・子どもの異常に対応した情報提供および支援を行う 1
- ・当機関は障害を持った子どもを多く縁組している 1

6-12) 養親候補者と子や実親との交流（実親の手紙など書面を含む）

養親候補者と子や実親との交流については、12機関から回答を得た。何らかの交流を実施・支援している機関は6件、交流をしない／認めないと回答したのは6件であった。交流方法は、実親と養親の双方の希望があれば機関の立ち会いのもとで面会交流を実施すると回答した1件のほかは、おおむね機関を介した間接的交流が採用されており、Eメールや郵送にて、実親に子どもの様子を伝えている。具体的には、子どもの写真、養親の作成したアルバム、実親からのプレゼントなどのやりとりを仲介していた。

表6-9 養親候補者の養育開始のための準備（複数回答） n=12

産科系	(4)	教育入院4
行政系	(2)	育児トレーニング・実習2
独立系	(5)	育児トレーニング・実習4 教育入院1 育児情報の提供のみ 2
宗教系	(1)	教育入院1
計	(12)	教育入院6 育児トレーニング・実習6 育児情報の提供のみ2

6-13) 養親候補者の養育開始のための準備

養親候補者による養育の開始のための準備については、産科系3機関と独立系1機関、宗教系1機関野計6機関が養親の「教育入院」を実施していた。また、すでに子どもを迎えた別の養親や保育士による指導、乳児院や病院で行われるトレーニングを活用するなどの「養父母トレーニング、育児実習」を行う機関も6機関であった。2機関は情報提供のみと回答していた。養育開始のための準備は十分とは言えず、今後の課題と考えられる。(表6-9)

7. 養親候補者の養育についての支援

7-1) 養親候補者への支援

養親候補者への支援については、ほとんどの機関において養親候補者への直接的支援が行われていたが、主たる内容は、委託後の家庭訪問、特別養子縁組の手続きのための助言であった。「アドバイスはできるが、養親が望まない」ため直接的支援を行っていない機関もあった。一部の機関では、教育入院を行う、児童相談所とともに家庭訪問に行く、家庭裁判所の調査の嘱託依頼がくる前に裁判所に出向いて調査官と話をするなど、きめ細かい支援が行われていた。養育中止・虐待などの事例はほとんどなかったが、あった場合はサポートするのか中止するのかを見極め、養育を無理強いすることはなく乳児院措置への対応とるという回答があった。(表7-1)

表7-1 養親候補者への支援(複数回答) n=11

産科系 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・病院のスタッフが各種手続きに関して助言する 1 ・病院の助産師が養育相談、裁判所の件、告知の相談に乗る 1 ・教育入院を行う 1 ・支援はしていない 1
行政系 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児の場合は養育中止、虐待、離縁は(ほとんど)ない 2 ・児童相談所のケースでは支援するのか引き離すのか考える 1
独立系 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託後は児童相談所と家庭訪問 1 ・裁判所の調査官と調査の依頼が来る前に話し合い 1 ・外国人の養親の場合は裁判所にて通訳 1 ・家庭裁判所からの嘱託書に必要な書類を整える 1 ・家庭裁判所の呼び出し応じない実母の説得 1 ・養親がアドバイスを望まず相談支援ができない 1 ・面接家庭訪問をし、問題の背景を探る、養育の無理強いはしない 1
宗教系 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・養親に養育を委託してから1か月以内に家庭訪問、さらに3か月感覚で訪問 1 ・電話やスカイプで必要事項の確認等を行う 1